

《書 評》

Rene Rubinstein, *Litigation and Cooperation :
Supporting Speakers in the Courts of
Classical Athens*

(*Historia Einzelschriften* 147, 2000, 296 頁.)

栗 原 麻 子

は じ め に

本書は、ルネ・ルビンシュタインによる、援助弁論についてのモノグラフである。内容は、学界の一部にはすでに知られていたらしく、公刊が待ち望まれていた。

ルビンシュタインは、ハンセンの門下であり、ケンブリッジのカートリッジのもとで研鑽を積んだのち、現在はロンドン大学のロイヤル・ホロウェイで教鞭をとっている。

アッティカ法制史研究は、法制度それ自体の厳密な検討から、制度の周辺の市民イデオロギーの研究へと拡大していく傾向にある。そのなかにあってルビンシュタインの研究姿勢の特徴は、あくまでも制度を追求し、制度そのものについての知見を改めるとともに、その制度を市民たちのイデオロギーによって説明しようとする、制度史的観点にある。彼女の前著 *Adoption in IV. Century Athens* (Copenhagen, 1993) は、養子制度の詳細、とくに死後養子の制度を、市民たちの家意識との相互関連のもとに明らかにしたものであった。市民たちのイデオロギーから制度史を紐解いていこうとする視点は、本書にも共通している。ただし、前著が私法の領域をめぐる考察であったのにたいして、本書は、「誰でも欲するもの」による公訴の運用形態としての援助弁論を考察の対象としている。

アッティカの民衆法廷では、原告・被告それぞれの側が、決められた持ち時間内に弁論をおこなった。その際には、弁護士のような専門家ではなく、当事者本人が主弁論をおこなうことが大原則であった。しかし、持ち時間の範囲内で応援演説を頼むこともできた。シュネゴロイ（援助弁論人）である。

現存のアッティカ法廷弁論のなかにも、複数の告発側弁論のひとつにすぎなかったり、ほかの誰かが原告に代わって弁論をおこなっていたりする、いわゆるシュネゴリア（援助弁論）が含まれている。ところが、この援助弁論人の制度が、アッティカの訴訟慣行のうえで、どのような意味を持っていたのかということについては、これまで正面から取り扱われてこなかった。ルビンシュタインによる本書は、アッティカ法制史研究上の、いわば盲点をついた

かたちである。

なお全体の構成は次のようになっている。

第1章 序

第2章 民衆法廷におけるシュネゴロイ（援助弁論人）：証拠

第3章 リスクの共有

第4章 アテナイのシュネゴロイの役割

第5章 民主制の文脈のなかでのシュネゴリア（援助弁論制度）

補遺 集団による告発のカタログ

以下概略をまとめたうえで、若干の評を試みたい。

1

援助弁論のこれまでの位置づけには、これを現代の専門家による弁護に相当すると考えるものと、援助弁論人と証人との類似性を強調するものの2つの方向がある。

前者の立場にたつボナー [Bonner, 1927] は、アッティカの訴訟慣行のうえで、弁護士に相当する機能が誰によって担われていたかを検討し、法廷弁論の代筆や助言と、援助弁論に、訴訟への専門家の関与を見いだそうとした。彼は、友人による弁護の体裁のもとに、専門家による弁護が発達したと考えたのである。しかし、彼の叙述は、その目的とはうらはらに、アッティカの法廷では、訴訟当事者本人が弁論をおこなうことが重要視されていたために、弁護士の役割が十分には発達しにくかったことを、現代との比較のもとにうきぼりにすることになった。

後者の立場にたつラバンシィ [Lavancy, 1964] は、援助弁論に、係争の当事者にたいする支持を表明する側面がみられることを強調した。主弁論人への支持を表明する限りにおいて、援助弁論の機能は、ハンフリーズ [Humphreys, 1986] の導き出した、アッティカ民衆法廷における証言の機能と似通っている。ハンフリーズは、アッティカ民衆法廷の非専門性に着目し、そのような非専門家である裁判官たちのまえて証言することの意味は、証言の内容よりも、証人が訴訟当事者を支持していることを公示することにあると論証した。証言は、予審の段階で封印され、当日書記によって読みあげられたので、証人の役割は、証言内容が正しいことを肯定して、うなづくだけであった。それにたいして、援助弁論人となることは、より積極的な支持の表明であったとみなされうる。その意味で、援助弁論人には証人と共通に、当事者の応援団としての性格がみられる。

ルビンシュタイン自身も、援助弁論に、いわば ‘Super Witness’ としての側面があることは否定しない。あるいは援助弁論のなかには、当事者が法廷に立てない場合の「陰の声」としての役割を果たすものもあった。しかしルビンシュタインは序論で、そのような援助弁論のイメージは、援助弁論のなかから特殊なタイプを取り出して強調しているのであって、

それだけではすべての援助弁論を説明するのは誤っていると主張する。そのうえで彼女は、アッティカの民衆訴訟制度のなかで、援助弁論人の制度が果たしていたかもしれない、より積極的な役割に注意を喚起するのである。‘Super Witness’ の場合には、発言の内容よりも、その人物が出廷してそこにいることが大事だったと考えられる。だが、ルビンシュタインは、援助弁論人と主弁論人が、弁論のパフォーマンスを共有していた可能性について、考慮していくのである（以上第1章）。

第2章では、現存の法廷弁論のなかに占める援助弁論の比率が、これまでの印象に反して、たいへん高いことが示される。これまで援助弁論は制度の例外とみなされ、たとえばトッドは13例、ブラスは27例を見いだしている。しかしルビンシュタインは、法廷弁論のなかの三分の一までもがほぼ確実に援助弁論であることを、弁論一つ一つの再検討によってほぼ明らかにした。

クライスト [Christ, 1998] も、ルビンシュタインの問題提起を受けて、援助弁論を「誰でも欲するもの」による訴追の変形として位置づけている。援助弁論は彼女の研究によって、アッティカ訴訟慣行の分析に新たなファクターをつけくわえたようにおもわれる。

ただし、クライストの場合に、議論の重点は、「誰でも欲するもの」による訴追制度には実効性がなく、アテナイの訴訟は関係者訴追であったことを示すことにあった。その点、援助弁論を、「誰でも欲するもの」による訴追の代替物として、高く評価していこうとするルビンシュタインとは方向性が異なっている。裁判への民衆参加という観点から見た場合の援助弁論の効果については、さらなる議論が待たれるであろう。

つぎに、第2章の後半では、アッティカの訴訟制度全体のなかで援助弁論の制度が占めていた意義を理解するためには、援助弁論をこれまでのように一把に論ずるのではなく、公訴・私訴の別、告訴側・弁護側の別に留意すべきであるという、著者の基本的な立場が示される。前出クライストやアレン [Allen, 2002] らによる最近の法廷弁論の取り扱い、当事者訴追主義（これについては評者も以前から指摘してきた）を根拠として、公訴と私訴の別をたてずに、したがって両者のあいだの際にも関心を払わない傾向にある。しかしルビンシュタインは、こと援助弁論に関する限り、私訴と「誰でも欲するもの」による訴追とでは、援助弁論人の立場のとりかたがまったく異なっていたことを示していく。

第3章では、援助弁論人が、告訴人とともに告訴の責任を負うことがあったかどうかという問題が検討される。もしも連帯責任が法的に求められていなかったとすれば、援助弁論をおこなうことは、主弁論をおこなうことに比べて、リスクの少ない政治への関与の仕方だったということになるからである。公訴には投票数の5分の一の得票数に満たなかった場合に、1000ドラクマの罰金と、市民権喪失という危険がともなっていた。それでは援助弁論人の場合には、この危険に関する連帯責任は求められていたのだろうか。著者は、連帯責任にかんしては否定的であり、その否定的な見解を裏付ける4つの論点を提示している。1) 公訴のリスクは非金銭的なものであったために、告訴人のあいだでリスクを分かち合うことは

難しかったこと。2) ネアイラ弾劾の疑わしい事例を除けば、話者のあいだで法的な責任が共有されていたことを示す確実な事例はないこと。3) もしも、あえて法的な責任を担うことに意味があるとするれば、法的な領域において責任を負い勝利することが権威を帯びていた可能性であるが、政治家として立とうとする人物が、リスク・フリーな立場にとどまることを選んでいるケースが数例見られること。4) さらに、訴訟の事実上の当事者が、じっさいには主弁論の話者でないようないくつかのケースにおいては、なんらかの理由で、責任を負わない場合すらあること。これら4点は、連帯責任が法廷のモラルとして求められていた可能性を否定するための十分な根拠であろう。

第4章では、援助弁論人に期待されていた役割が、訴訟の形式によって異なっていたことが示される。私訴における援助弁論人が‘Super Witness’にすぎなかったり、主たる当事者との人間関係にもとづいて、彼らの法廷での役割を説明することを選ぶのに対して、公訴における援助弁論人は、必ずしも、主弁論の話者と個人的な関係を持たず、援助弁論人たちが彼らが法廷に現れた理由を説明するその仕方は、より個別的である。評議員や將軍職といった役職にもとづく場合や、政治家である場合が着目されよう。主弁論人の援助が目的である場合もあったが、友人の援助がポリスへの忠誠に相反する場合には批判を招いた、とする。

ところで、援助弁論を用いての集団訴訟が普及していたという本書の主張は、一見、アテナイの訴訟行為が、アテナイのエリートたちの、徒党を組んでの、名誉のための闘争にすぎなかったという、コーエンらによるアゴン・モデルを支持するかのように見える。アゴン・モデルのもとでは、訴訟における協力は、訴訟の中心人物との関係において説明されがちであった。それにたいして、ルビンシュタインは、政治的な領域の外部に起因する闘争や連合は、私訴の理由とはなっても、公訴への関与を正当化しなかったとみなしている。彼女は、援助弁論をおこなう訴訟の協力者たちに、訴訟集団内部の人間関係とは無縁の、より個別的な動機を求めているのである。

第5章では、援助弁論の制度の、民主制下での存在意義が問われる。それは、まず第1に、役職の同僚制と同様に、告訴人にたいする買収や、反対告発、告訴人の死亡による、裁判の解消を回避するのに役立っていた。アテナイ人たちはさまざまなデメリットにもかかわらず、同僚制によって公訴の遂行を保証しようとしていた。第2に、近年流行のアゴン論が、裁判を、核となる人物の名誉を競うものとみなすのに対して、著者は、援助弁論の制度を、共同体全体に影響するとおもわれるような公訴に、非エリート市民が参加する余地をあたえるものであったとみなしている。

もっとも、援助弁論の制度には、訴訟をめぐる階級格差を助長する側面もあった。アテナイ人たちはそのようなデメリットに対してはそれぞれに、対処していたように思われる。第1に、非エリート市民による援助弁論にかんしては、シュコファンテアの危険性が伴った。富裕者を恐喝するにしろ賄賂を受け取るにせよ、非エリート市民は買収されやすかった。そ

の意味で、援助弁論はシュコファンテスの温床であった。第2に、エリート市民による援助に関しては、パトロネージの危険性と、階級格差が問題となる。互酬性の原則のもと、裁判では弁護人のポリスへの貢献を理由に、被告のための配慮を要求することがあった。それは、有力者の援助を期待できない無力な人々に、訴訟の場の不公平をもたらしことになっただろう。逆に、シュネゴリアは、有力者による無力な同胞市民のための援助の方法でもありえたのであって、パトロネージの形成を促進する要素ともなりえた。もっとも部族によるシュネゴリアの制度は、個人的なパトロネージの形成を回避しようとする姿勢を示している。第3に、専門家による金銭による弁護の禁止は、結果としては専門の弁護人の発達を阻害した。しかし、それは本来アマチュアリズムの発現というよりも、むしろ、同僚制がもたらしかねない、貧富のあいだの不公平を、最小限におさえる目的をもっていたと解釈される。

2

緻密な論旨展開にもかかわらず、本書には無視しがたい弱点がある。ルビンシュタインは、これまで見てきたように、比較的限られた権力しか持たない市民たちが政治に参加しようとしたときに、シュネゴリア制度が、その門戸となりえたかもしれないと考えている。しかし、その推論を裏付ける事例に欠けている。公共の関心から援助弁論に加わったことが実際にわかっている人々は、ある程度の政治力を知られている人々に留まっているためである。エクス シレンティオの議論を避けなければならないことはもちろんだとしても、無力な市民たちが共同体の問題について発言しようとしたときに、ほんとうにシュネゴリアがそのようなものとして機能しえたのか、ということについては疑問が残る。その点で、ルビンシュタインの議論は決定的なものとはなりえない。しかしながら、本書は、第1に、アッティカ法廷弁論家の時代の訴訟慣行を今後分析するにあたって、その弁論が援助弁論であるかどうかということが無視できないことを明示した。法廷弁論の研究に、新しい要素を付け加えたのである。時に議論が論理的妥当性に終始する嫌いはあるものの、弁論一本一本についての徹底的な考察には脱帽するしかない。第2に、彼女の視点は、すくなくとも、公訴制度について、近年の否定的な評価に見直しを迫ることにもなっている。近年のアッティカ訴訟制度についての研究は、狭い意味での制度史——法制度を厳密なものとして、制度的な枠組みを確定しようとする——から離反して、訴訟の運用や、その運用を動機づける社会的な価値観を対象とする傾向にある。そのなかにあって、ルビンシュタインのシュネゴリア研究は、制度的な枠組みに眼差しを向ける必要性を、あらためて喚起するものであるといえよう。

近年の訴訟慣行についての研究は、ソロンの導入した「誰でも欲するもの」による訴追が、現実性にとぼしかったことを強調している。「誰でも欲するもの」による公訴制度は、任意の市民が公共のために、あるいは被害者のために訴追を代行することを前提とするゆえに、アテナイの公共精神を体現し、陪審制とならんで、民衆に国政への参加を開く制度であると

みなされてきた。それにたいして、制度の運用に焦点をあてる最近の訴訟慣行の研究においては、実際の訴追活動において、公訴は、無力な市民たちにとっては重大に過ぎ現実味がなかったこと、実際に公訴が行われる場合には、党派的利害や、戦略的な事情から公訴が選択されていたことが指摘されるようになっていく。法廷弁論のレトリックからうかがわれる、事大主義者やシュネゴリア（告訴常習者）にたいする忌避観もまた、公共の福利を前面に出しての「誰でも欲するもの」による訴追が、アテナイ社会に浸透しなかった一因であろう。このような議論のもとでは、公訴と私訴の制度上の差、あるいは「誰でも欲するもの」による訴追の意義は、ほとんど評価されないことになってしまっている。

それにたいして、ルビンシュタインは、公訴を提訴することが一般の市民たちにとって重荷にすぎたとしても、告訴人としてではなく、告訴の責任を負わなくてすむ、援助弁論の弁者としてであれば、比較的容易に裁判で発言することができたのではないかと考える、ルビンシュタインの見解は、「誰でも欲するもの」による訴訟制度の上記のような欠陥を補うものとしてのシュネゴリア制度に焦点を当てる、制度史の側からの巻き返しとして注目に値する。

ルビンシュタインは、「誰でも欲するもの」を別所「私人（イディオテース）」と同一視している。援助弁論の研究は、かくして、私人の政治参加の実効性という、アテナイ民主制の根幹にかかわる問いかけへの一つの答えとなっている。彼女にとって「私人」であることは、隠遁とは理解されないのである。

3

しかしながら、彼女の研究は「援助弁論」に限られたものであり、それゆえに法廷弁論一般に関心を拡大した場合には、未解決の問題も残る。

第1に、ルビンシュタインは、シュネゴリアが、主弁論の話者にたいする個人的な援助を目的としているのか、訴件に協賛しているのかということを区別する。このような区分は、主弁論についても、訴件と、当事者たちの動機とのあいだの関係をつきつめていく必要性を示唆するものである。公訴の当事者の動機についての予備的な考察のなかで（170 - 180 頁）、彼女は、公訴の告訴側弁論 28 例のうち 13 例が、被告にたいする敵意を公然と認めていることを認めているが、それについての説明は、不十分である。

彼女は、それらの敵意が、おおむね、それ以前の裁判などの公的な領域で引き起こされたものであることを強調する。以前の公訴に起因するような敵意は、パーソナルなものではあっても純然たる私的敵意とは言い難く、むしろそれらを「公的」なものとみなすのである。しかし法廷弁論の言説のなかでは、すくなくとも訴訟の動機にかんするかぎり、以前の裁判から引き起こされたような敵意は、「私的」動機に分類されている。逆に、男娼をめぐるようなある種の敵意は、私訴であれ公訴であれ、シュネゴロイとしてであれ主弁論としてであれ、

裁判の場に持ち出すこと自体がふさわしくないと考えられていたようである。イディオン（私的な）と、コイノンあるいはデーモシオン（公的な）との用法を、同時代的文脈のなかで検討していく必要がある。

第2に、著者は、第3章で、公訴の法的責任を共有することはできなかったと結論しているが、彼女の論証は制度上の連帯責任の有無を論じるだけの証拠を提出できていない。より厳密には、法廷での期待のレベルで、連帯責任は要求されていなかったというに結論をとどめるべきであっただろうし、また、シュネゴリアにリスク・フリーな、公訴への参加を見いだそうとする彼女の目的にとっても、それで十分であっただろう。このような無理が生じた原因は、著者が、制度と、訴訟慣行とのあいだに一致をもとめているからだとおもわれるが、慣例としてシュネゴリアが責任を負わず、それが法廷で受け入れられていたということは、シュネゴリアが責任を負うことはできなかったということには、つながらない。

第3に、ルビンシュタインの研究は、公訴の援助弁論には、私訴とは異なり、国家に関する案件への関与を動機とするものが見られることを指摘し、援助弁論という枠組みのなかでの公訴と私訴との差をあきらかにした。しかし、責任の有無をめぐる主弁論と援助弁論にたいする周囲の期待に差があるということは、はからずも、公訴における主弁論と援助弁論の話者の役割に違いがあったことを示している。シュネゴリアは、訴訟をめぐる慣行のうえでも表象のうえでも、典型的な公訴への関与の仕方とはいえないだろう。責任の回避が可能であったことが示唆するのは、シュネゴリアには、主弁論とは異なった規範が適用されていた可能性である。公訴と私訴との差異を強調するルビンシュタインの行論のなかでは、シュネゴリアの動機として、公共の福利が強調されている。しかし公訴のシュネゴリアの場合には、関与の動機は、より多様であった。

第4に、ルビンシュタインはコーエンらによるアゴン・モデルに正面から反論している。援助弁論人が告訴人の応援団として公訴に関与するというのではなく、より独立した個人的な根拠からシュネゴロイが「誰でも欲するもの」として訴訟に参加するという、彼女の議論を成立させるために、彼女がアゴン・モデルに敵対すること自体は理解できる。

ところが、アゴン・モデルを否定する過程で、著者は、アゴン・モデルが、長期的な法廷闘争の中心に、敵対する一対一の中核が存在し、援助弁論人たちは法廷闘争の過程のなかで、永続的な集団を構成していたことを前提としていると理解しているようである。しかし、ルビンシュタインがターゲットとする、コーエンのアゴンの法廷闘争観は、そこまで単純ではない。コーエンの議論の主たる事例は、メディアスとデモステネスのあいだの闘争であるが、この事例が第一、当事者たちが固定しておらずに、しかも闘争の中心が移行していったり複数であったりするというを示している。ルビンシュタインの批判するコーエンの議論は、もともと、ヘタイレイアの流動性を受け入れており、ルビンシュタインの批判はあたらない。

しかも、法廷における表象（これは訴訟にかんする理念をある程度反映しているであろう）を決める思考と、実際の訴訟行動（これは訴訟にかんする現実をある程度反映しているであろう）を決

める思惑とは別物であり、どちらも、訴訟をめぐる戦略に基づいて決定されるものであっただろう。アゴン・モデルを否定するのではなくて、かたやアゴンの訴訟慣行と、公的な精神をめぐる法廷弁論の言説とのあいだのギャップをうめる説明をみつけることが必要である。

とりわけ、シュコファンテスにたいする忌避観をどのように説明するのかという問題が残っている。たとえ援助弁論人という比較的责任の軽い立場であったとしても、私人たちにとっては、政治家としての立場を確立したものたち以上に、訴訟への関与は決意を要したと想像される。当事者訴訟への指向性の根強いアテナイにおいて、公訴に関与することは、シュコファンテスの批判を呼びかねないものであったからである。援助弁論が、「私人」たちに、善意の第3者として「公共のために」訴訟に参画していくための制度的枠組みを提供していたとしても、じっさいに私人たちが公共のための貢献を声高に主張することができたかは疑問である。援助弁論がより広範な社会層に開かれていたとすれば、それは援助弁論に、主弁論とは異なった規範がはたらいていたためではないか。そのように考えてるならば、ルビンシュタインが、網羅的な検討にもかかわらず、結局「公共のための」「私人による」訴訟事例を呈示し得なかったことも理解できる。「私人」たちには「私人たち」にふさわしい動機の表明の仕方があったのではないか、ということである。ちなみに評者は、援助弁論人たちには、私的な事情を表に出す必要が強くはたらいていたのではないかと考えている。

最後に、援助弁論制度のはたらきをよりあきらかにし、アゴンの訴訟慣行と、シュネゴリアにみられる公訴と私訴の区別とのギャップについて検討するためには、考察の範囲をさらにひろげて、広く公訴一般について、法制度ではなく、訴訟慣行や民衆法廷の言説を規定していた倫理規範からの説明がのぞまれる。その際に、評者は、ルビンシュタインが凡例に乏しいとして考察の対象外とした、特定の被害者のための公訴に着目するものであるが、それについては機会を改めて論じたい。

参考文献

- Allen, D. *The World of Prometheus*, Princeton, New Jersey, 1999.
 Bonner, R. J. (1917), *Lawyers and Litigants in Ancient Athens: The Genesis of a Legal Profession*, Chicago.
 Christ, M. R. (1998), *The Litigious Athenian*, Baltimore and London.
 Humphreys, S. C. (1886), 'Social Relations in Stage: Witnesses in Classical Athens,' *History and Anthropology*, 313-369.
 Lavency, M. (1964), *Aspects de la logographie judiciaire attique*, Louvain.